

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会

令和5年12月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300119号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300081号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成6年7月31日から平成6年8月1日に訂正し、平成6年7月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

平成6年7月31日から同年8月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成6年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成6年7月31日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成6年7月の標準報酬月額については、9万8,000円から15万円とする。

平成6年7月の訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年9月30日から平成7年10月1日に訂正し、平成7年9月の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成7年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者のA社における平成7年9月30日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年9月の標準報酬月額については、30万円から32万円とする。

平成7年9月の訂正後の標準報酬月額(上記3の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成6年7月31日から同年8月1日まで
② 平成7年9月30日から同年10月1日まで

A社での2回の請求期間において、どちらも厚生年金保険の記録がない。請求期間①及び②において、勤務したことは間違いなく、提出した給料明細を見ても、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間①及び②について、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細（以下「給料明細」という。）、請求者の陳述並びにA社の元監査役（以下「元監査役」という。）の回答及び陳述により、請求者は、請求期間①においてA社に勤務し、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、給料明細及び日本年金機構の回答により、請求期間①に係る標準報酬月額額の決定の基礎となる資格取得時の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（以下「請求期間①に係る本来の標準報酬月額」という。）は15万円であると認められるが、給料明細で確認できる請求期間①に係る厚生年金保険料控除額（7,105円）に見合う標準報酬月額は9万8,000円であることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、給料明細で確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元監査役は、請求期間①に係る請求者の届出や保険料納付について不明と回答しているが、請求期間①について、事業主が資格喪失年月日を平成6年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを平成6年7月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成6年7月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間①

に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、上述のとおり請求者の請求期間①に係る本来の標準報酬月額（15万円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成6年7月の標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

ただし、平成6年7月の訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、給料明細、雇用保険の記録並びに元監査役の回答及び陳述により、請求者は、請求期間②においてA社に勤務し、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことが認められる。

また、給料明細及び日本年金機構の回答により、請求期間②に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（以下「請求期間②に係る本来の標準報酬月額」という。）は32万円であると認められるが、給料明細で確認できる請求期間②に係る厚生年金保険料控除額（24,750円）に見合う標準報酬月額は30万円であることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給料明細で確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元監査役は、請求期間②に係る請求者の届出や保険料納付について不明と回答しているが、請求期間②について、事業主が資格喪失年月日を平成7年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを平成7年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から平成7年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間②について、上述のとおり請求者の請求期間②に係る本来の標準報酬月額（32万円）は、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（30万円）を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成7年9月の標準報酬月額を32万円に訂正すること

が必要である。

ただし、平成7年9月の訂正後の標準報酬月額（厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額（30万円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300253号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300084号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年2月26日から昭和63年3月1日に訂正し、昭和63年2月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年2月26日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年2月26日から同年3月1日まで

A社から同社の関連会社であるB社に異動し、継続して勤務していたが、請求期間における厚生年金保険の記録がない。以前訂正請求をした同僚と一緒に異動しているので、同僚と同じように記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の記録、A社の元役員から提出された同社の住所録及び同役員の回答並びに複数の同僚の回答等から判断すると、請求者は、請求期間においてA社又は同社の関連会社であるB社(現在は、C社)に継続して勤務(A社からB社に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、異動先のB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年3月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における昭和63年1月の厚生年金保険の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社

の請求期間当時の事業主は亡くなっていることから、昭和 63 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300175号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300082号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA出張所(現在は、B出張所)(適用事業所名称は、C事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②、③及び④について、請求者のD出張所(現在は、E出張所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和33年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年4月2日から昭和58年4月1日まで

② 昭和58年4月2日から昭和59年4月1日まで

③ 昭和59年4月2日から昭和60年4月1日まで

④ 昭和60年4月2日から昭和61年4月1日まで

請求期間①について、A出張所でF職として勤務し、請求期間②、③及び④について、D出張所にF職として勤務したが、いずれも厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間①から④までについて、勤務したことは間違いないので、調査をして、当該期間を厚生年金保険の被保険者として訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A出張所に勤務していた旨主張し、訂正請求しているところ、同出張所に係る厚生年金保険の適用事業所となっているC事業所から提出された人事記録及び同事業所の回答並びにB出張所から提出された人事記録によると、請求者は、昭和57年4月2日から昭和58年3月31日までの雇用期間において、臨時的に雇用され、A出張所のF職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、C事業所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除について、資料を保管していないことから不明である旨回答している上、同事業所の担当者は、当該期間の臨時的雇用のF職に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる資料を保管していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を保管していないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、C事業所は、昭和56年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所において請求期間①に厚生年金保険被保険者資格のある者は1名のみであり、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もない上、当該1名は既に死亡していることから、厚生年金保険の取扱いについて回答を得られない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②、③及び④について、請求者は、「D出張所歓送迎会」の写真（撮影日は、昭和61年4月5日）及びD出張所作成の冊子（昭和61年2月付け）を提出の上、同出張所に勤務していた旨主張し、訂正請求しているところ、同出張所に係る人事及び給与を担当するG事業所から提出された人事記録及び同事業所の回答から判断すると、請求者は、請求期間②のうちの昭和58年4月8日から昭和59年3月31日までの雇用期間、請求期間③のうちの昭和59年4月9日から昭和60年3月31日までの雇用期間及び請求期間④のうちの昭和60年4月8日から昭和61年3月31日までの雇用期間において、臨時的に雇用され、D出張所のF職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、E出張所及びG事業所は、請求者の請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除について、資料を保管していないことから不明である旨回答している上、同事業所の担当者は、当該期間の臨時的雇用のF職に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できる資料を保管していない旨陳述している。

また、請求者は、請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を保管していないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、D出張所は、昭和56年4月8日に厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険被保険者原票によると、同出張所において請求期間②、③及び④に厚生年金保険被保険者資格のある者は3名いるところ、請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もない。

加えて、上述の請求期間②、③及び④において、厚生年金保険被保険者資格のある3名に照会したところ、1名から回答が得られたものの、F職とは異なる職種であった旨回答しており、当該期間の臨時的雇用のF職に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請

求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300180号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月5日から昭和63年5月1日まで

私は、令和5年5月24日にB年金事務所へ年金の振込先を変更する手続きに訪れた際に、初めて被保険者記録照会回答票(資格画面)を受け取り、A社に係る標準報酬月額が資格取得時から資格喪失するまで全て11万8,000円と記録されていることを知った。

しかし、私はA社に在職中は、23万円から35万円の給与を支給されており、請求期間のうち、いつの支給分かは分からないが証拠として同社に係る給料明細8枚と同社を退職する頃には35万円の給与を支給されていたことが分かる資料を提出するので、請求期間の標準報酬月額を支給されていた額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社を退職する頃には35万円の給与を支給されていたとして資料を提出しており、当該資料のうち、雇用保険受給資格者証の写しによると、離職時賃金日額は、1万2,026円とされていることが確認できることから、請求者の離職時前6か月間における1か月あたりの賃金総額は、36万780円であることが推認できる。

また、請求期間に係るオンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、全て118千円と記録されているところ、請求者から提出された、いつの支給分かは分からないが同社に係る給料明細8枚(うち、1枚については、「ボーナス」の記載があることから、当該給料明細は、以下「賞与明細」という。)によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたことが確認できること及び上述の離職時賃金日額から、請求期間において、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払を受けていたこと

がうかがえる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正および保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認し、それらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、請求期間について、A社の元役員は、同社は既に解散しており、関係資料は保管期間終了後に破棄したため確認することはできない旨回答している上、賞与明細を除く上述の給料明細7枚からは、支給年月は確認できず、請求者は、ほかに同社から支給された報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認ができる資料も保管していない。

また、オンライン記録により、A社の請求期間における複数の同僚の標準報酬月額を確認しても、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえず、請求期間の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの形跡も見当たらない。

さらに、上述のとおり、請求期間に係るオンライン記録によると、請求者のA社における標準報酬月額は、全て118千円と記録されているところ、厚生年金保険標準報酬月額・保険料額表によれば、請求期間のうち、昭和58年1月から昭和60年9月までの標準報酬月額118千円に対する厚生年金保険料の被保険者控除額は、6,254円とされ、昭和60年10月から昭和63年4月までの標準報酬月額118千円に対する厚生年金保険料の被保険者控除額は、7,316円とされており、請求者から提出された給料明細7枚のうち、厚生年金保険料控除額（「59」の記載が判読できる給料明細2枚からは、6,254円、その他の給料明細5枚からは、7,316円）の記載が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間については、提出された給料明細7枚は支給年月が確認できず、ほかに給料明細の提出もなく、請求期間に係る各月の具体的な報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することはできないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

なお、上述のとおり、A社に係る請求期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は確認できないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として訂正することもできない。